

下野市地域公共交通網形成計画について

資料 1

地域公共交通網形成計画とは

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が平成 26 年 11 月 20 日に施行されたことに伴い、従来の「地域公共交通総合連携計画」は任意の計画となり、新たに法定計画として網形成計画を策定することができるようになりました。

【従来】

地域公共交通総合連携計画（令和 2 年度（2020 年度）で計画終了）

・平成 28 年度からの 5 か年計画に基づいたデマンドバスの運行を実施して、高齢者等の交通弱者や子育て世帯など、誰もが快適に移動できる交通環境の整備を進め、地域公共交通事業の推進を図っています。

デマンドバスの運行については、計画が終了するまでは継続した運行形態で実施していきますが、エリア問題や運行事業者の選定、車両台数の問題、耐用年数経過に伴う車両の選定など検討が必要で、今後はデマンド交通を検討しながら、交通会議において協議を行っていきます。

【新設】

地域公共交通網形成計画（令和元年から 2 年間で策定）

地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に策定していきます。策定に際して業者を選定し、デマンド交通等と併せて交通会議の中で検討していきます。

- ・コンパクトシティの実現に向けた取組との連携
- ・地域公共交通サービス全体を対象とした総合的なネットワーク計画を策定

《計画について》

地域公共交通総合連携計画の施策の進捗状況の確認と合わせて、市総合計画や都市計画マスタープラン等の上位関連計画を確認し、本計画との関連性および公共交通施策の位置づけを整理します。

《計画に関する事項》

- ① 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
- ④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

〔記載に努める事項〕

都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項

《計画において留意すべき事項》

- ・まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- ・地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成